

差止請求による成果

適格消費者団体が、事業者に対し差止請求を行い、和解した例 ①

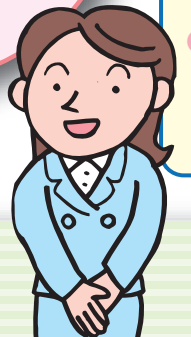
英会話教室を運営する事業者の不当勧誘について是正するよう申入れを行いました。

- 1. 帰らせてくれない**
帰りたいんですけど... 契約! 署名!
- 2. 事実でないことで勧誘**
受講はいつでもOK 予約がとれない
- 3. 利益になることだけ言う**
うれしいわ! 他社より安い
- 4. しつこい勧誘や長時間勧誘**
しつこいな~ 契約 受講
- 5. 人格を非難するような威圧的な言葉**
この場で決断しなさい!
- 6. 判断力不足を利用して勧誘**
はいっ 契約書にサインして
- 7. 収入が乏しい状況にある人に配慮しない勧誘**
受講料が足りないわ... 全然心配ないですよ

和解上の7項目の問題勧誘を認め、今後行わないと約束して和解が成立しました。

- 上記 1.~3. の行為を行って契約した場合は、被害者からの契約取消しに応じ、受け取った金銭がある場合はその全額を返還する。
また、同上の行為にて契約した場合は、違約金として適格消費者団体に対し一人につき50万円を支払う。
- 上記 4.~7. の方法で契約した場合は、被害者からの解約その他の申出に誠実に対応する。
- 従業員には、和解の内容を書面にて配布し、適切な研修指導等を行い、1.~7. の行為を行わないよう周知徹底する。
- 和解した日から3ヶ月以内に従業員への周知徹底状況を書面にて報告する。
- 和解が成立した事について告知をする場合は、和解文全文を示すか、適格消費者団体のホームページのURLを示して、消費者がその和解の全内容を知ることができるようにする。

ホームページ上の判決、和解をみて、あなたや周りの人が同じ様な不当な行為により契約した場合は、消費者団体までお知らせください。次の被害者発生の防止につながります。



適格消費者団体が、事業者に対し差止請求を行い、和解した例 ②

事業者が運営している、建築士養成講座の中途解約規程の内容について以下の申入れを行いました。

申入れ内容

1. 契約者(受講生)が中途解約する場合、「本人の死亡と重大な疾病による受講不能およびクーリング・オフの場合のみ」と限定されており、他の条件による中途解約を認めていない規程は消費者契約法第10条に該当する不当条項である。
2. 中途解約の場合に「受講料の返金等には一切応じない」とする規程は消費者契約法第9条によって無効であると指摘。

1. やはり、中途解約したいのですが...

解約できるのは「本人の死亡、重い病気あるいはクーリング・オフの場合」だけです。

2. 都合で解約したいのですが...

「受講料の返金には一切応じられない」と規程にあるでしょう!!

和解外の

1. 中途解約は「本人の死亡と重大な疾病による受講不能およびクーリング・オフの場合のみ」に限定されず、合理的な理由のある場合には解約を受け、受講料の返金にも応じる。
2. 和解以前の過去における一部中途解約の申出者においても遡って速やかに受講料の返金に応じ、その旨の周知徹底をする。

● 和解以降に違反があった場合には、自社のホームページ上に、その事例の具体的な報告と謝罪文を最低1ヶ月掲示し、適格消費者団体のホームページ上においても事例紹介の掲示をする。